配当公告

広島県世羅郡世羅町大字津口三九七番地一
破産者　株式会社門田建設
右の者に対する広島地方裁判所尾道支部平成十九年（フ）第一六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一八六、九八六、六九四円
一、配当することのできる金額
金四、六一六、五〇四円
平成二十二年十二月二十七日
広島県尾道市新浜一丁目一三番二二号ＬＳビル一Ｆ
破産管財人　島本　誠三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市九野本二〇四七番地、最後の住所山形県長井市成田一〇九〇番地
被相続人　亡　髙橋　弘昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
山形県長井市寺泉二三八番地
相続財産管理人　樋口　正通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区下丸子四丁目四〇〇番地、最後の住所埼玉県春日部市豊町五丁目一三番地一一石田コーポ一〇二
被相続人　亡　高谷桃二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル浦和四階　大倉浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高澤　史生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡立山町小又三三番地、最後の住所千葉県船橋市海神五丁目一七番五号
被相続人　亡　釜土　憲雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
千葉県千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル七階レークス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市島田台八七四番地八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　豊田　光雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル一階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市ロの八六五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小久保雅祥
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
千葉県旭市ロの一九二番地一
相続財産管理人　新行内國雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市大森町八沢木字太田三五番地、最後の住所東京都調布市多摩川七丁目三七番地二グランドハイツ神沢二〇三
被相続人　亡　大友　武利
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市万才町三九番地、最後の住所東京都世田谷区上野毛四丁目一三番一号
被相続人　亡　武田フミ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
事務所東京都千代田区神田佐久間町三―三三　三井田ビル六階
相続財産管理人　弁護士　織間　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市福田三七五二番地、最後の住所神奈川県座間市さがみ野一丁目一番一六―五〇五号　クリオさがみ野十番館
被相続人　亡　田中　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
神奈川県相模原市南区上鶴間五―九―一五
相続財産管理人　司法書士　植木　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市阿良町一〇〇番地、最後の住所石川県七尾市馬出町ハ部二一番地二
被相続人　亡　大野木榮子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
石川県七尾市寿町二六番地
相続財産管理人　長部　教孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市美和町一八二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　細川　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
事務所岐阜県大垣市室本町四丁目九九番地
小川司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　小川　貴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡武豊町字熊野二七番地一、最後の住所愛知県名古屋市中区平和一丁目八番一号長岡ビル二一〇号
被相続人　亡　都築　幹雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
愛知県半田市宮本町三丁目二一七番二一号セントラルビル三〇七号
相続財産管理人　弁護士　清水　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市西山本町二丁目九七番地、最後の住所大阪府八尾市天王寺屋六丁目五九番地　山本病院　被相続人　亡　志達　健
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十七日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階
相続財産管理人　宮岡　寛

第20期決算公告　平成22年11月29日

埼玉県越谷市大字下間久里370番地12
株式会社クラフトワーク
代表取締役　蒔田　稔幸

貸借対照表の要旨（平成22年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,754
	固定資産	45,903
	合計	139,657
負債及び純資産の部	流動負債	55,356
	固定負債	10,647
	株主資本	73,654
	資本金	50,000
	利益剰余金	23,654
	利益準備金	2,240
	その他利益剰余金	21,414
	（うち当期純利益）	(20,690)
	合計	139,657